

意見書（様式 61 の 5）の作成要領

ここでは、意見書（特施規 § 45 の 3③、様式 61 の 5）の作成要領について述べます。

特許異議申立人は、特許異議申立書の「意見書提出の希望の有無」の欄において、意見書の提出を希望しない旨の申出をしている場合を除いて、特許権者から訂正の請求があったときには、特許の取消しの理由を記載した書面並びに訂正の請求書及びこれに添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面の副本が送付される際に共に指定された期間内に限り、意見書を提出することができます（特 § 120 の 5⑤）。

（→参考 審判便覧 67-05.4）

(1) 様式

「特許異議申立書（様式 61 の 2）の作成要領」の「(1)様式」と同じです。同記載を参照してください。

(2) 提出日の欄について

「特許異議申立書（様式 61 の 2）の作成要領」の「(3)提出日の欄について」と同じです。同記載を参照してください。

(3) 異議番号の欄について

「異議番号」の欄には、「異議〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように特許異議の番号を記載します（特施規様式 61 の 5 備考→様式 61 の 3 備考 1）。

(4) 特許異議申立人の欄について

「特許異議申立書（様式 61 の 2）の作成要領」の「(5)特許異議申立人の欄について」と同じです。同記載を参照してください。

(5) 代理人の欄について

「特許異議申立書（様式 61 の 2）の作成要領」の「(6)代理人の欄について」と同じです。同記載を参照してください。

(6) 意見の内容の欄について

訂正後の特許発明が、取り消されるべきものであるとする意見及び

その根拠を記載してください。

(7) 証拠方法の欄について

「特許異議申立書（様式 61 の 2）の作成要領」の「(9) 証拠方法の欄について」と同じです。同記載を参照してください。

(8) 添付書類又は添付物件の目録の欄について

- ① 「添付書類又は添付物件の目録」の欄には実際に添付するものを記載します。意見書の特許庁出願課窓口（又は郵送）で提出するときは、特許権者に送付するために必要な数（特許権者の人数）の副本、参加人に送付するために必要な数（参加人の数）の副本及び審理用の副本 1 通を提出する必要があります（正本 1 通及び副本〇通）。例えば、「意見書 副本 2 通」のように記載してください。
- ② その他は、「特許異議申立書（様式 61 の 2）の作成要領」の「(11) 添付書類又は添付物件の目録の欄について」の② ～ ⑥ と同じです。同記載を参照してください。

(9) 意見書の提出方法

「特許異議申立書（様式 61 の 2）の作成要領」の「(12) 特許異議申立書の提出方法」と同じです。同記載を参照してください。